

平成11年11月11日総務省告示第847号（イハターネシイプロトコル電話端末及び専用通信回線設備等端末の電気的条件等を定める件） 新日本規格  
(第49条改正部分)

改 正 案	現 行
<p>別表第五号 無線設備を使用する専用通信回線設備等端末</p> <p>第1 無線設備規則第49条の6の4に規定する方式のうち拡散符号速度が毎秒1.2288メガチップの無線設備又は第49条の6の5に規定する方式のうち拡散符号速度が毎秒1.2288メガチップの無線設備を使用する端末設備の電気的条件等</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 送信タイミング</p> <p>(1) 制御チャネルにおける送信は、無線設備規則第49条の6の4又は第49条の6の5の伝送設備（同規則第49条の6の伝送設備により中継される場合を含む。以下第1において「伝送設備」という。）から受信したスロットに同期させ、かつ、受信スロットの受信が終了した時点から不規則な遅延の後に送信を開始するものであること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>4 ランダムアクセス制御</p> <p>(1) 無線設備規則第49条の6の4の端末設備 ア・イ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>5 位置登録制御</p> <p>(1) 無線設備規則第49条の6の5の端末設備 (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>6 受信レベル通知機能</p> <p>(1) 無線設備規則第49条の6の4の端末設備 (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>7 (略)</p>	<p>別表第五号 無線設備を使用する専用通信回線設備等端末</p> <p>第1 無線設備規則第49条の6の3、第49条の6の4に規定する方式のうち拡散符号速度が毎秒1.2288メガチップ若しくは毎秒3.6864メガチップ又は第49条の6の5に規定する方式のうち拡散符号速度が毎秒1.2288メガチップの無線設備を使用する端末設備の電気的条件等</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 送信タイミング</p> <p>(1) 制御チャネルにおける送信は、無線設備規則第49条の6の3、第49条の6の4又は第49条の6の5の伝送設備（同規則第49条の6の伝送設備により中継される場合を含む。以下第1において「伝送設備」という。）から受信したスロットに同期させ、かつ、受信スロットの受信が終了した時点から不規則な遅延の後に送信を開始するものであること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>4 ランダムアクセス制御</p> <p>(1) 無線設備規則第49条の6の3又は第49条の6の4の端末設備 ア・イ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>5 位置登録制御</p> <p>(1) 無線設備規則第49条の6の3又は第49条の6の5の端末設備 (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>6 受信レベル通知機能</p> <p>(1) 無線設備規則第49条の6の3又は第49条の6の4の端末設備 (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>7 (略)</p>

8 端末固有情報の変更を防止する機能

- (1) 端末固有情報を記憶する装置は、容易に取り外せないこと。ただし、端末固有情報を記憶する装置を取り外す機能を有している場合は、この限りでない。
- (2) 端末固有情報は、容易に書き換えができないこと。
- (3) 端末固有情報のうち利用者が直接使用するもの以外のものについては、容易に知得ができないこと。

9 (略)

第2～第4 (略)

第5 無線設備規則第49条の28に規定する方式の無線設備を使用する端末設備の電気的条件等

1～6 (略)

第6 (略)

8 端末固有情報の変更を防止する機能

- (1) 無線設備規則第49条の6の3の端末設備
- ア 端末固有情報を記憶する装置は、容易に取り外せないこと。
- イ 端末固有情報は、容易に書き換えができないこと。
- ウ 端末固有情報のうち利用者が直接使用するもの以外のものについては、容易に知得ができないこと。

(2) 無線設備規則第49条の6の4又は第49条の6の5の端末設備

- ア 端末固有情報を記憶する装置は、容易に取り外せないこと。ただし、端末固有情報を記憶する装置を取り外す機能を有している場合は、この限りでない。
- イ 端末固有情報は、容易に書き換えができないこと。
- ウ 端末固有情報のうち利用者が直接使用するもの以外のものについては、容易に知得ができないこと。

9 (略)

第2～第4 (略)

第5 無線設備規則第49条の28に規定する方式のうち送信バースト長が5ミリ秒の無線設備を使用する端末設備の電気的条件等

1～6 (略)

第6 (略)